

ASK ニュース

Vol.0144

2015年2月9日(月)

担当：MS事業部 北野

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

有給休暇取得の義務化

はじめに

今年の通常国会で、労働基準法の改正案が出ており、その中に従業員の有給休暇取得を企業の義務とする改正案が検討されています。一定日数の有給休暇の取得を企業側の義務とすることにより、低迷している有給休暇取得率を上げるのを目的としています。

有給休暇取得ルール

現在は、従業員側から休みたい日を指定して有給取得を企業側に請求するルールです。企業には事業に差しさわりのある場合に指定した日を変更する時期変更権があるというルールが存在します。つまり、企業側には一定の条件を満たす労働者に有給休暇取得の権利を与える義務はありますが、労働者の請求がなければ実際の有給休暇は与えなくても違法にはなりません。

これを一定日数の有給休暇取得を労働者の希望を聞き、企業側が取得時期を指定するルールを改正案として示しています。これにより労働者に確実に有給休暇を取得させることが狙いです。この会社指定の有休日数は、5日間とする方針が固まりました。

また、この義務に違反した企業には罰則も設けることとしています。

有給休暇取得率の目標

厚生労働省は、2014年に48.8%であった有給休暇取得率（厚生労働省H26年「就労条件総合調査結果」より）を2020年までに70%にすることを目標にしています。

欧米諸国では、有給休暇の取得を企業の義務としており、取得率は100%近くから低くても70%となっています。これに対して、日本はかけ離れた取得率なので他の先進国に近づけることを政府は課題としているようです。

おわりに

この改正案が成立した場合、企業は、各従業員に年5日の有休を取得させなければいけなくなります。従業員が休んでも他の従業員で仕事をサポートできる仕組み等を考えていく必要があります。

また、企業側にとってのメリットもあります。時期指定が、会社の義務となるので、労働者の意見を聞く必要はありますが、企業側が希望する時期（繁忙期を避ける等）に有給休暇を取得させることができます。

ASK ニュース

Vol.0144

2015年2月9日(月)

担当：MS事業部 北野

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

有給休暇取得の義務化

はじめに

今年の通常国会で、労働基準法の改正案が出ており、その中に従業員の有給休暇取得を企業の義務とする改正案が検討されています。一定日数の有給休暇の取得を企業側の義務とすることにより、低迷している有給休暇取得率を上げるのを目的としています。

有給休暇取得ルール

現在は、従業員側から休みたい日を指定して有給取得を企業側に請求するルールです。企業には事業に差しさわりのある場合に指定した日を変更する時期変更権があるというルールが存在します。つまり、企業側には一定の条件を満たす労働者に有給休暇取得の権利を与える義務はありますが、労働者の請求がなければ実際の有給休暇は与えなくても違法にはなりません。

これを一定日数の有給休暇取得を労働者の希望を聞き、企業側が取得時期を指定するルールを改正案として示しています。これにより労働者に確実に有給休暇を取得させることが狙いです。この会社指定の有休日数は、5日間とする方針が固まりました。

また、この義務に違反した企業には罰則も設けることとしています。

有給休暇取得率の目標

厚生労働省は、2014年に48.8%であった有給休暇取得率（厚生労働省H26年「就労条件総合調査結果」より）を2020年までに70%にすることを目標にしています。

欧米諸国では、有給休暇の取得を企業の義務としており、取得率は100%近くから低くても70%となっています。これに対して、日本はかけ離れた取得率なので他の先進国に近づけることを政府は課題としているようです。

おわりに

この改正案が成立した場合、企業は、各従業員に年5日の有休を取得させなければいけなくなります。従業員が休んでも他の従業員で仕事をサポートできる仕組み等を考えていく必要があります。

また、企業側にとってのメリットもあります。時期指定が、会社の義務となるので、労働者の意見を聞く必要はありますが、企業側が希望する時期（繁忙期を避ける等）に有給休暇を取得させることができます。

ASK ニュース

Vol.0144

2015年2月9日(月)

担当：MS事業部 北野

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

有給休暇取得の義務化

はじめに

今年の通常国会で、労働基準法の改正案が出ており、その中に従業員の有給休暇取得を企業の義務とする改正案が検討されています。一定日数の有給休暇の取得を企業側の義務とすることにより、低迷している有給休暇取得率を上げるのを目的としています。

有給休暇取得ルール

現在は、従業員側から休みたい日を指定して有給取得を企業側に請求するルールです。企業には事業に差しさわりのある場合に指定した日を変更する時期変更権があるというルールが存在します。つまり、企業側には一定の条件を満たす労働者に有給休暇取得の権利を与える義務はありますが、労働者の請求がなければ実際の有給休暇は与えなくても違法にはなりません。

これを一定日数の有給休暇取得を労働者の希望を聞き、企業側が取得時期を指定するルールを改正案として示しています。これにより労働者に確実に有給休暇を取得させることが狙いです。この会社指定の有休日数は、5日間とする方針が固まりました。

また、この義務に違反した企業には罰則も設けることとしています。

有給休暇取得率の目標

厚生労働省は、2014年に48.8%であった有給休暇取得率（厚生労働省H26年「就労条件総合調査結果」より）を2020年までに70%にすることを目標にしています。

欧米諸国では、有給休暇の取得を企業の義務としており、取得率は100%近くから低くても70%となっています。これに対して、日本はかけ離れた取得率なので他の先進国に近づけることを政府は課題としているようです。

おわりに

この改正案が成立した場合、企業は、各従業員に年5日の有休を取得させなければいけなくなります。従業員が休んでも他の従業員で仕事をサポートできる仕組み等を考えていく必要があります。

また、企業側にとってのメリットもあります。時期指定が、会社の義務となるので、労働者の意見を聞く必要はありますが、企業側が希望する時期（繁忙期を避ける等）に有給休暇を取得させることができます。

ASK ニュース

Vol.0144

2015年2月9日(月)

担当：MS事業部 北野

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

有給休暇取得の義務化

はじめに

今年の通常国会で、労働基準法の改正案が出ており、その中に従業員の有給休暇取得を企業の義務とする改正案が検討されています。一定日数の有給休暇の取得を企業側の義務とすることにより、低迷している有給休暇取得率を上げるのを目的としています。

有給休暇取得ルール

現在は、従業員側から休みたい日を指定して有給取得を企業側に請求するルールです。企業には事業に差しさわりのある場合に指定した日を変更する時期変更権があるというルールが存在します。つまり、企業側には一定の条件を満たす労働者に有給休暇取得の権利を与える義務はありますが、労働者の請求がなければ実際の有給休暇は与えなくても違法にはなりません。

これを一定日数の有給休暇取得を労働者の希望を聞き、企業側が取得時期を指定するルールを改正案として示しています。これにより労働者に確実に有給休暇を取得させることが狙いです。この会社指定の有休日数は、5日間とする方針が固まりました。

また、この義務に違反した企業には罰則も設けることとしています。

有給休暇取得率の目標

厚生労働省は、2014年に48.8%であった有給休暇取得率（厚生労働省H26年「就労条件総合調査結果」より）を2020年までに70%にすることを目標にしています。

欧米諸国では、有給休暇の取得を企業の義務としており、取得率は100%近くから低くても70%となっています。これに対して、日本はかけ離れた取得率なので他の先進国に近づけることを政府は課題としているようです。

おわりに

この改正案が成立した場合、企業は、各従業員に年5日の有休を取得させなければいけなくなります。従業員が休んでも他の従業員で仕事をサポートできる仕組み等を考えていく必要があります。

また、企業側にとってのメリットもあります。時期指定が、会社の義務となるので、労働者の意見を聞く必要はありますが、企業側が希望する時期（繁忙期を避ける等）に有給休暇を取得させることができます。

ASK ニュース

Vol.0144

2015年2月9日(月)

担当：MS事業部 北野

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

有給休暇取得の義務化

はじめに

今年の通常国会で、労働基準法の改正案が出ており、その中に従業員の有給休暇取得を企業の義務とする改正案が検討されています。一定日数の有給休暇の取得を企業側の義務とすることにより、低迷している有給休暇取得率を上げるのを目的としています。

有給休暇取得ルール

現在は、従業員側から休みたい日を指定して有給取得を企業側に請求するルールです。企業には事業に差しさわりのある場合に指定した日を変更する時期変更権があるというルールが存在します。つまり、企業側には一定の条件を満たす労働者に有給休暇取得の権利を与える義務はありますが、労働者の請求がなければ実際の有給休暇は与えなくても違法にはなりません。

これを一定日数の有給休暇取得を労働者の希望を聞き、企業側が取得時期を指定するルールを改正案として示しています。これにより労働者に確実に有給休暇を取得させることが狙いです。この会社指定の有休日数は、5日間とする方針が固まりました。

また、この義務に違反した企業には罰則も設けることとしています。

有給休暇取得率の目標

厚生労働省は、2014年に48.8%であった有給休暇取得率（厚生労働省H26年「就労条件総合調査結果」より）を2020年までに70%にすることを目標にしています。

欧米諸国では、有給休暇の取得を企業の義務としており、取得率は100%近くから低くても70%となっています。これに対して、日本はかけ離れた取得率なので他の先進国に近づけることを政府は課題としているようです。

おわりに

この改正案が成立した場合、企業は、各従業員に年5日の有休を取得させなければいけなくなります。従業員が休んでも他の従業員で仕事をサポートできる仕組み等を考えていく必要があります。

また、企業側にとってのメリットもあります。時期指定が、会社の義務となるので、労働者の意見を聞く必要はありますが、企業側が希望する時期（繁忙期を避ける等）に有給休暇を取得させることができます。

ASK ニュース

Vol.0144

2015年2月9日(月)

担当：MS事業部 北野

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

有給休暇取得の義務化

はじめに

今年の通常国会で、労働基準法の改正案が出ており、その中に従業員の有給休暇取得を企業の義務とする改正案が検討されています。一定日数の有給休暇の取得を企業側の義務とすることにより、低迷している有給休暇取得率を上げるのを目的としています。

有給休暇取得ルール

現在は、従業員側から休みたい日を指定して有給取得を企業側に請求するルールです。企業には事業に差しさわりのある場合に指定した日を変更する時期変更権があるというルールが存在します。つまり、企業側には一定の条件を満たす労働者に有給休暇取得の権利を与える義務はありますが、労働者の請求がなければ実際の有給休暇は与えなくても違法にはなりません。

これを一定日数の有給休暇取得を労働者の希望を聞き、企業側が取得時期を指定するルールを改正案として示しています。これにより労働者に確実に有給休暇を取得させることが狙いです。この会社指定の有休日数は、5日間とする方針が固まりました。

また、この義務に違反した企業には罰則も設けることとしています。

有給休暇取得率の目標

厚生労働省は、2014年に48.8%であった有給休暇取得率（厚生労働省H26年「就労条件総合調査結果」より）を2020年までに70%にすることを目標にしています。

欧米諸国では、有給休暇の取得を企業の義務としており、取得率は100%近くから低くても70%となっています。これに対して、日本はかけ離れた取得率なので他の先進国に近づけることを政府は課題としているようです。

おわりに

この改正案が成立した場合、企業は、各従業員に年5日の有休を取得させなければいけなくなります。従業員が休んでも他の従業員で仕事をサポートできる仕組み等を考えていく必要があります。

また、企業側にとってのメリットもあります。時期指定が、会社の義務となるので、労働者の意見を聞く必要はありますが、企業側が希望する時期（繁忙期を避ける等）に有給休暇を取得させることができます。

ASK ニュース

Vol.0144

2015年2月9日(月)

担当：MS事業部 北野

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

有給休暇取得の義務化

はじめに

今年の通常国会で、労働基準法の改正案が出ており、その中に従業員の有給休暇取得を企業の義務とする改正案が検討されています。一定日数の有給休暇の取得を企業側の義務とすることにより、低迷している有給休暇取得率を上げるのを目的としています。

有給休暇取得ルール

現在は、従業員側から休みたい日を指定して有給取得を企業側に請求するルールです。企業には事業に差しさわりのある場合に指定した日を変更する時期変更権があるというルールが存在します。つまり、企業側には一定の条件を満たす労働者に有給休暇取得の権利を与える義務はありますが、労働者の請求がなければ実際の有給休暇は与えなくても違法にはなりません。

これを一定日数の有給休暇取得を労働者の希望を聞き、企業側が取得時期を指定するルールを改正案として示しています。これにより労働者に確実に有給休暇を取得させることが狙いです。この会社指定の有休日数は、5日間とする方針が固まりました。

また、この義務に違反した企業には罰則も設けることとしています。

有給休暇取得率の目標

厚生労働省は、2014年に48.8%であった有給休暇取得率（厚生労働省H26年「就労条件総合調査結果」より）を2020年までに70%にすることを目標にしています。

欧米諸国では、有給休暇の取得を企業の義務としており、取得率は100%近くから低くても70%となっています。これに対して、日本はかけ離れた取得率なので他の先進国に近づけることを政府は課題としているようです。

おわりに

この改正案が成立した場合、企業は、各従業員に年5日の有休を取得させなければいけなくなります。従業員が休んでも他の従業員で仕事をサポートできる仕組み等を考えていく必要があります。

また、企業側にとってのメリットもあります。時期指定が、会社の義務となるので、労働者の意見を聞く必要はありますが、企業側が希望する時期（繁忙期を避ける等）に有給休暇を取得させることができます。